

広島市東区選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行うことができる指定期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり指定します。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 佐々木 和 宏

指定期日前投票所開設場所	所在地
広島市東区役所 3階 第4・第5会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号